

平成23年度 事業評価（事業活動記録）

事業No. 173

政策体系	14	事業分類	ソフト事業	所管部局	福祉部 健康課
会計	一般会計	科目	3. 民生費 - 1. 社会福 - 1. 社会福 現年		
事業名	くらしの資金貸付事業				
細事業名	くらしの資金貸付事業				
評価表作成者				市民福祉部 社会福祉課	勝山 万里恵

1. 事業の概要

南丹市社会福祉協議会に事業委託し、毎年7月及び12月に申請を受け、くらしの不安定な世帯に資金の貸付を行う。貸付金の限度額は10万円以内とする。
貸付期間については、据置期間は貸付日の翌日から起算して3箇月以内、償還期限は20箇月以内とする。
無利子、無担保、無保証人。

2. 事業の目的と必要性

① 施策で目指す目標との関連付け

夏期及び年末において暮らしの不安定な世帯に対し、経済的自立と生活意欲の促進を図るための必要なくらしの資金の貸付を行う。
滞納している償還金の回収に力を入れる。

② 事業を実施する必要性

疾病、失業その他の理由により暮らしが成り立たなくなる恐れがある者、資金を貸し付けることによりその世帯が自立更生可能と認められる者等を貸付の要件としており、今後も必要な事業と考える。

3. 事業費の推移

		単位	平19決算	平20決算	平21決算	平22決算	平23予算	平24計画	平25計画
決算額または計画額		千円	1,500	1,279	273	4,136	5,136	5,440	5,440
うち一般職・嘱託職・臨時職の給与および共済費等		千円	0	0	0	0	0	0	0
財源内訳	使用料・手数料等	千円	0	0	0	4,110	2,930	3,000	3,000
	国・府支出金	千円	736	0	273	0	0	0	0
	地方債	千円	0	0	0	0	0	0	0
	一般財源	千円	764	1,279	0	26	2,206	2,440	2,440
職員等の従事人員		人/年	—	0.15	0.25	0.12			
人件費		千円	—	862	1,919	930			
事業費総額		千円	—	2,141	2,192	5,066			

※事業費を要しない場合は「0」、事業を実施しない場合は「空白」で表示。
※千円未満を四捨五入し表示しているため、合計等が一致しない場合がある。

4. 主な事業費の内訳

事業委託料	136,000円
貸付金	4,000,000円

5. 事業結果の概要

【貸付実施状況】

夏期	20件	1,990,000円
年末	21件	2,010,000円
計	41件	4,000,000円

【貸付償還金】

4,110,000円

・借入申請期間の見直し（平成23年4月1日改正に向けて）

6. 活動の詳細

検討・調整		
事業受託者の社協に対する貸付金の支払い方法と、それに伴う借入申請期間の見直しについて、社協と調整	平成23年1月～3月	くらしの資金貸付規程の一部改正
広報活動		
お知らせな tantan に貸付の案内記事を掲載	6月第4金曜発行 11月第2金曜発行	南丹市内に全戸配布
貸付活動		
資金の貸付	申請受付期間 7月15日～7月31日 12月1日～12月14日	夏期 20件 1,990,000円 年末 21件 2,010,000円 計 41件 4,000,000円

7. 所属長評価 [平成20年度から改善した点、今後の展開など]

事業については、社会福祉協議会へ一括委託している。今日、厳しい社会経済状況の中で、くらしの不安定な世帯に対し、生活の更生を支援するため、本事業は必要であるが、市としては貸付金の内容、徴収等を精査していく必要がある。

【参考】過年度の評価

■平成22年度の所属長評価

事業の毎年度精算方式への変更、管理システムの導入など、社会福祉協議会への委託のあり方について議論した。
今日、厳しい社会経済状況の中で、くらしの不安定な世帯に対し、生活の更生を支援するための施策は必要である。
今後、毎年度精算により事業の継続が必要である。

■平成21年度の所属長評価

- ①有効性・効率性を向上させるため、担当職員と議論を重ねた点
事業の適正な実施のため、社会福祉協議会への委託のあり方について議論した。
- ②当該事業のアピール事項
くらしの不安定な世帯に対し、生活の更生を支援するため、10万円を限度に貸付を行う事業。8月と12月に貸付を行う。
- ③反省点、今後の展開・方向性等
安定した生活への更生を支援するための事業として実施する。